

入札公告

3.7.26

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月7日

阿賀野市長 田中 清善

1 入札に付する概要

(1)	委託番号	生涯委第46号
(2)	委託業務名	土橋遺跡基礎整理業務委託
(3)	履行場所	阿賀野市内
(4)	履行期間	令和4年3月28日
(5)	概要	仕様書のとおり

2 入札参加資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和3・4年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1)	業種、ランク	規則第141条の3に規定する有資格者名簿の 役務-埋蔵文化財-発掘調査業務 に登録されている者
(2)	地域要件	新潟県内に主たる営業所を有する者
(3)	実績等	過去10年間に新潟県内において埋蔵文化財調査で業務実績があること。 ※「過去10年間」とは、平成23年4月1日～令和3年3月31日までをいう。
(4)	業務従事要件	平成16年3月24日付け新潟県教育委員会教育長通知「本発掘調査における民間組織導入に関する指針」に定める要件を満たすこと。
(5)	施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。	
	①	申請日から入札日まで間で、新潟県又は阿賀野市から指名停止を受けている者。
	②	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされている者。
	③	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされている者。
	④	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 入札参加資格審査申請書の提出

(1)	申請提出期限	令和3年7月16日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)
	提出場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 3階 総務部管財課
(2)	提出書類	一般競争入札参加申請書 https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keivaku/2_1/1743.html
		新潟県内において埋蔵文化財調査業務の実績を証する契約書等の写し
		入札公告2(4)の要件を満たすことを確認できる書類の写し (設計書等 添付資料参照)
(3)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、 令和3年7月16日 午後5時までに通知する。

4 入札に関する事項

(1)	入札方法	制限付一般競争入札(事前審査)	
(2)	入札執行日	令和3年7月21日(水) 午前9:00～(予定)	
		入札時刻の詳細は7月19日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。 https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/5126.html	
	入札執行場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所内 水原保健センター2階研修室	
(3)	質問締切	令和3年7月16日 午後2時まで	
	質問提出先	生涯学習課 syogaigakusyu@city.agano.niigata.jp	(様式不問)
(4)	回答最終日	令和3年7月19日 午後5時までにホームページにて回答します。	
(5)	最低制限価格制度	適用しない。	
(6)	入札保証金	免除します。	
(7)	入札回数	再入札を含め2回 (初度の入札で落札が決定しないときは、直ちに再入札を行います。)	

入札時提出書類

(1)	入札書	入札書は、封かん封印し提出してください。
		入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
(2)	内訳書	入札時に内訳書の提出を義務づけます。なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となります。(両面印刷するなど経費削減に努めてください。) ①入札書の委託価格と一致しない。 ②鉛筆書きである。 ③社印の押印がない。 ④市の設計書項目を満たしていない。
(3)	入札者を確認する書類	代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

5 契約条件

(1)	契約保証金	規則第132条第1項により契約金額の10/100以上
(2)	前払金	できる
(3)	部分払	しない
(4)	議会の承認	議会の承認案件でない。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

6 その他必要事項

(1)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(2)	提出された関係書類は返還しない。
(3)	受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市産業支援のため、可能な限り市内業者の採用を希望する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先
阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)
総務部 管財課 入札契約係(Tel 0250-62-2525)